

川島町下水道事業経営戦略

令和6年3月

川 島 町

目次

第1章 川島町下水道事業経営戦略について	1
1-1. 「経営戦略」の策定背景と目的	1
1-1-1. 下水道の役割	1
1-1-2. 分流式下水道の仕組み	1
1-1-3. 経営戦略策定背景	2
1-1-4. 川島町の下水道事業経営戦略策定状況	2
1-2. 基本的な考え方	3
1-3. 計画の位置付け	4
1-4. 計画期間	4
1-5. 策定フロー	5
第2章 下水道事業の現状	6
2-1. 事業のあらまし	6
2-2. 下水道整備と普及の状況	9
2-2-1. 整備実績	9
2-2-2. 管きよの内訳	10
2-2-3. 建設事業費と財源の内訳	11
2-2-3. 処理区域内人口、水洗化人口及び水洗化率	12
2-3. 使用料水準	13
2-3-1. 使用料体系	13
2-3-2. 他団体との使用料水準比較	14
2-4. 財政の状況	15
2-4-1. 下水道財政の原則	15
2-4-2. 本町下水道事業の財政構成	17
2-5. 経営比較分析	19
第3章 事業を取り巻く経営環境	27
3-1. 行政人口の推移(過去と将来予測)	27
3-2. 処理区域内人口及び水洗化人口の推移(過去と将来予測)	28
3-3. 下水道使用料収入の推移(過去と将来予測)	29
3-4. 地方公営企業法の適用	30
3-5. 事業運営組織の状況	31
第4章 理念と経営基本方針	32
4-1. SDGs と下水道	32
4-2. 下水道事業の理念	33

4-3. 経営基本方針	34
第5章 投資と財源に関する取組み	35
5-1. 投資に関する取組み.....	35
5-2. 財源に関する取組み	37
5-3. その他の取組み	39
5-3-1. 広域化・共同化の検討	39
5-3-2. 組織体制の強化.....	39
5-3-3. 災害対策の取組み.....	40
5-3-4. 官民連携(『ウォーターPPP』)の検討.....	41
第6章 目標設定	42
6-1. 経営目標.....	42
第7章 投資・財政計画	43
7-1. 科目別推計基準	43
7-2. 投資・財政計画(使用料現行据置パターン)	46
7-2-1. 投資・財政計画表	46
7-2-2. 投資・財政計画のポイント.....	48
7-3. 使用料改定の検討	49
7-3-1. 使用料改定率の検討	49
7-3-2. 改定後使用料水準の流域内他市町との比較	50
7-4. 投資・財政計画(使用料改定パターン).....	52
7-4-1. 投資・財政計画表	52
7-4-2. 投資・財政計画のポイント.....	54
第8章 経営戦略の事後検証等	55
8-1. 経営戦略の見直しの方針	55
8-2. 経営戦略見直し予定時期	56
8-3. 経費回収率向上に向けたロードマップ.....	56



第1章 川島町下水道事業経営戦略について

1-1. 「経営戦略」の策定背景と目的

1-1-1. 下水道の役割

下水道は、公衆衛生の向上や都市の健全な発展に寄与し、公共用水域の水質保全に資する公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。下水道の主な役割としては、汚水の排除（生活環境の改善）、公共用水域の水質保全（水質汚濁防止による自然環境の保全）、雨水の排除（浸水被害の防止）があります。

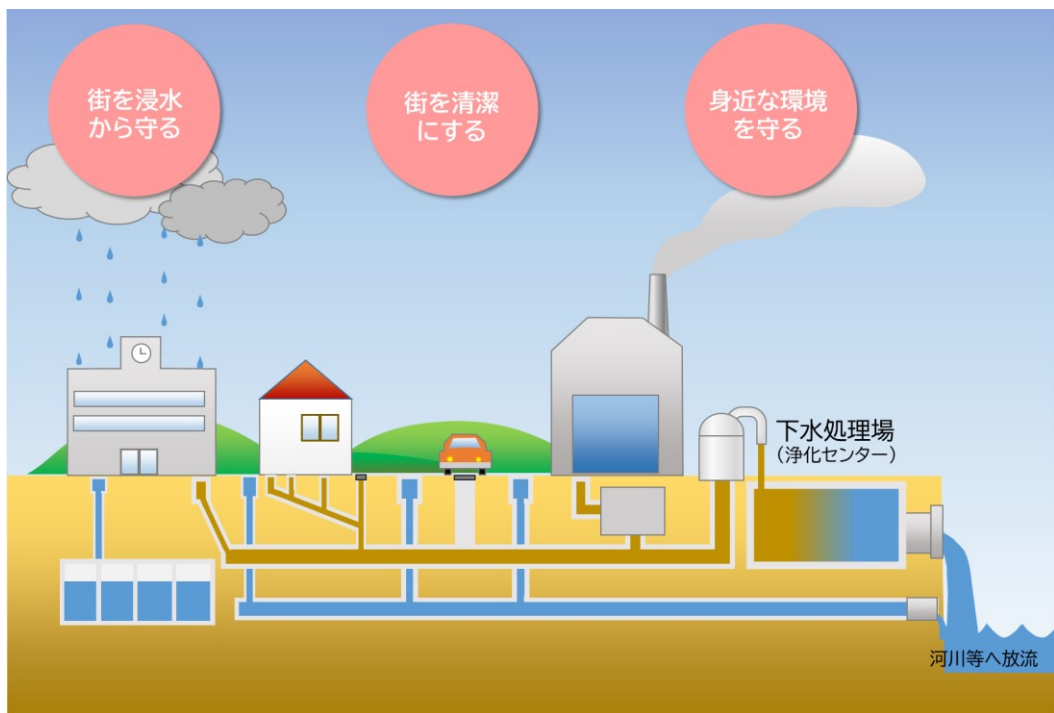


図 1-1-1. 下水道の役割

1-1-2. 分流式下水道の仕組み

本町の下水道は一般家庭や事業所等から排出される「汚水」と「雨水」を別々の管に流す「分流式下水道」という排除方式を採用しています。

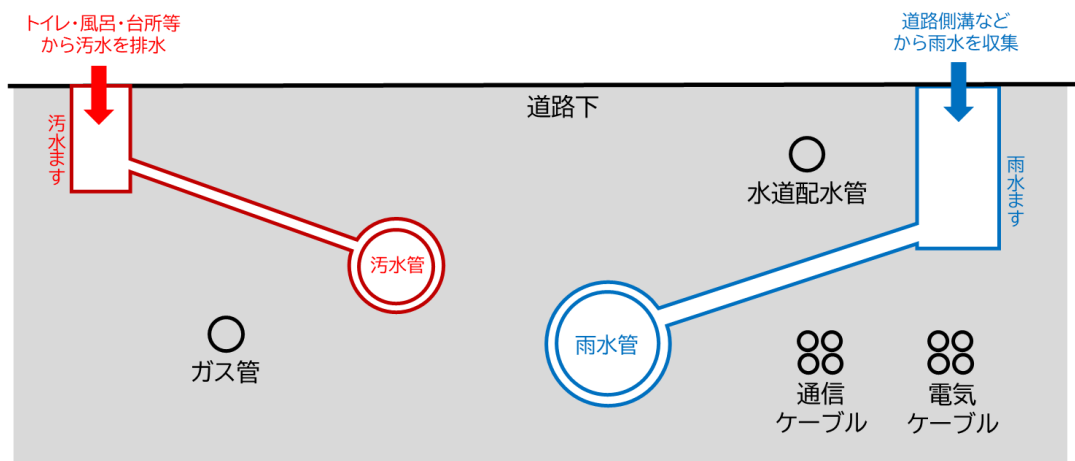


図 1-1-2. 分流式下水道の仕組み

1-1-3. 経営戦略策定背景

これらの住民サービスを提供する下水道事業は、その性質上、多額の設備投資を必要とします。しかし、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や施設の老朽化の進行により、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

この状況を踏まえ、総務省は『公営企業の経営に当たっての留意事項について』（平成26年8月29日）や『「経営戦略」の策定推進について』（平成28年1月26日）を発出し、各地方公共団体が経営する公営企業に対して「経営戦略」策定を要請しています。

「経営戦略」の策定により、下水道の整備や維持管理、災害対策を行っていくための費用並びに財源の見通しの把握、更なる経営基盤の強化及び効率的な事業運営を図ることが可能になります。

1-1-4. 川島町の下水道事業経営戦略策定状況

本町は平成30年度に下水道事業を対象とした『川島町下水道事業経営戦略』を策定し、その後、地方公営企業法適用に伴い企業会計方式を導入したことに伴う修正を令和2年度に行いました。

今回、当初計画から5年、企業会計移行から3年が経過したことに伴う見直しとして『川島町下水道事業経営戦略（令和6年度～令和15年度）』を改定します。

表 1-1-1. 川島町下水道経営戦略の沿革

事由	策定年度	改定理由	計画期間
策定	平成30年度	—	平成31年度 ～ 平成40年度
修正	令和2年度	令和2年度に官庁会計方式から企業会計方式に会計移行したことに伴い、将来財政計画の修正等を実施	令和3年度 ～ 令和12年度
改定	令和5年度	当初計画から5年、企業会計方式移行から3年が経過したことから振り返りで見直しを実施	

1-2. 基本的な考え方

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出の均衡を目指します。

経営戦略の基本的な考え方

- ① 特別会計ごとの策定を基本とすること。
- ② 企業(事業)及び地域の現状と課題、これらの将来見通しを踏まえたものであること。
- ③ 「投資試算」や「財源試算」は、経営に不可欠の主要な施設の維持更新の見通しを立てるため、施設の耐用年数等を踏まえて、計画期間に限らず可能な限り長期間(事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年から50年超)かつ複数の推計パターンで行い、その推計結果及びそれに基づく長期目標も設定すること。
- ④ 「投資試算」や「財源試算」を踏まえ、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、「投資・財政計画」の期間は10年以上を基本とすること。
- ⑤ 「投資試算」及び「財源試算」に基づきながら、原則として、期間内に支出と収入が均衡した形で「投資・財政計画」が策定されていること。「投資試算」及び「財源試算」の作成に当たっては、法令等に基づき策定された各事業の事業計画やアセットマネジメント・ストックマネジメント等と整合が取れた試算とすること。
- ⑥ 計画期間中に必要な住民サービスを提供することが可能となっていること。
- ⑦ 「投資・財政計画」の支出と収入を当該期間内に均衡させるために必要な効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること。
- ⑧ 策定期限は平成32年度末であること。なお、平成33年度以降に新たに事業開始し、特別会計を設置した場合は、その時点で「経営戦略」を策定されていることが望ましい。
- ⑨ 改定に当たっては、「経営戦略」に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間(3～5年毎)の成果の検証・評価した上で行き、より質の高い「経営戦略」にすること。

出典：総務省『経営戦略策定・改定ガイドライン』

1-3. 計画の位置付け

経営戦略は、『第6次川島町総合振興計画』を最上位計画と位置づけ、その他県や町の既存計画と整合を図りつつ、下水道事業の事業計画やストックマネジメント実施方針等各種構想・計画を反映して策定します。

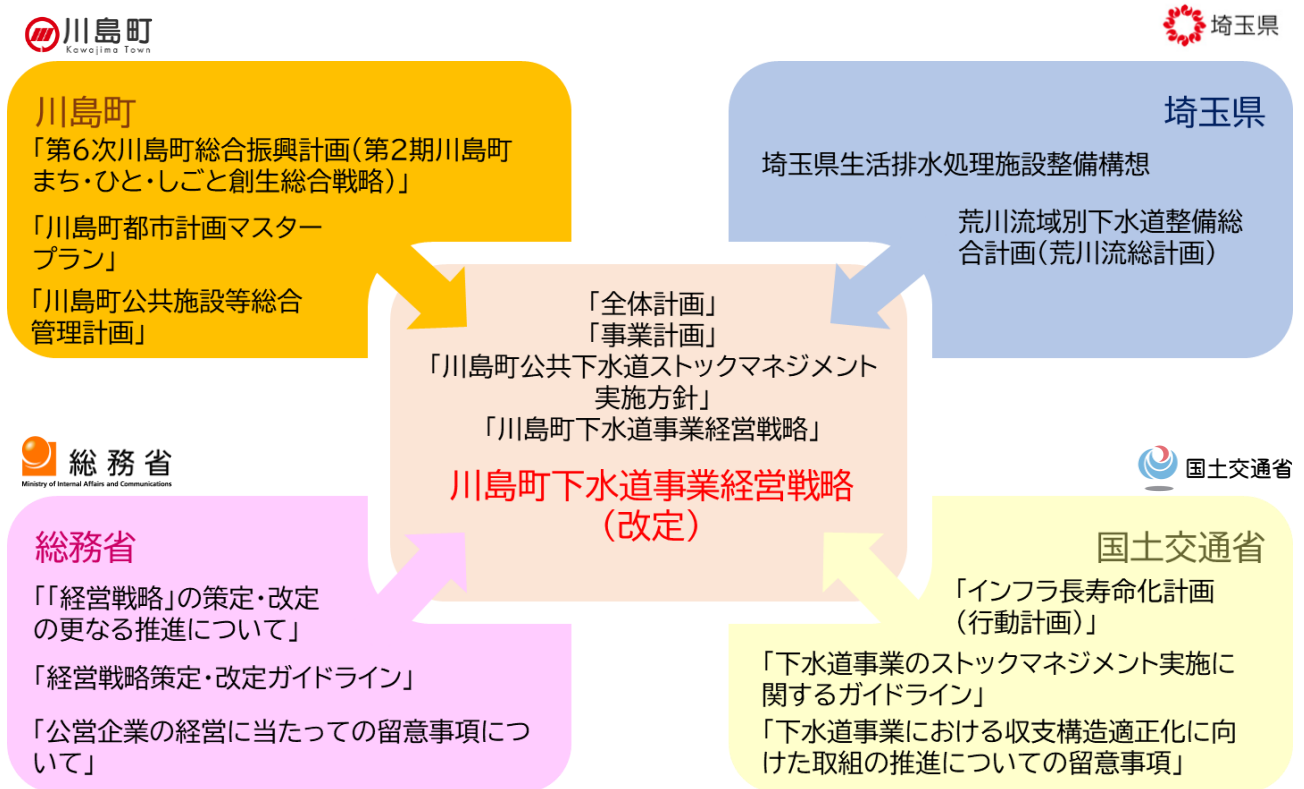


図 1-3-1. 「経営戦略」と各種計画の関係

1-4. 計画期間

本計画は、中長期的な観点から経営基盤の強化等に取り組み、サービスの維持に不可欠な施設・設備の維持、更新に必要な期間を設定することとし、計画の期間を10年間（令和6年度～令和15年度）とします。

ただし、事業の進捗や環境の変化等に応じて、「投資・財政計画」と実績が著しく現状と乖離する場合には、随時見直していくものとします。

計画期間：令和6～15年度(10年間)

令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	令和13年度 2031	令和14年度 2032	令和15年度 2033
---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

図 1-4-1. 経営戦略の計画期間

1-5. 策定フロー

本計画の策定（改定）フローを図 1-5-1 に示します。

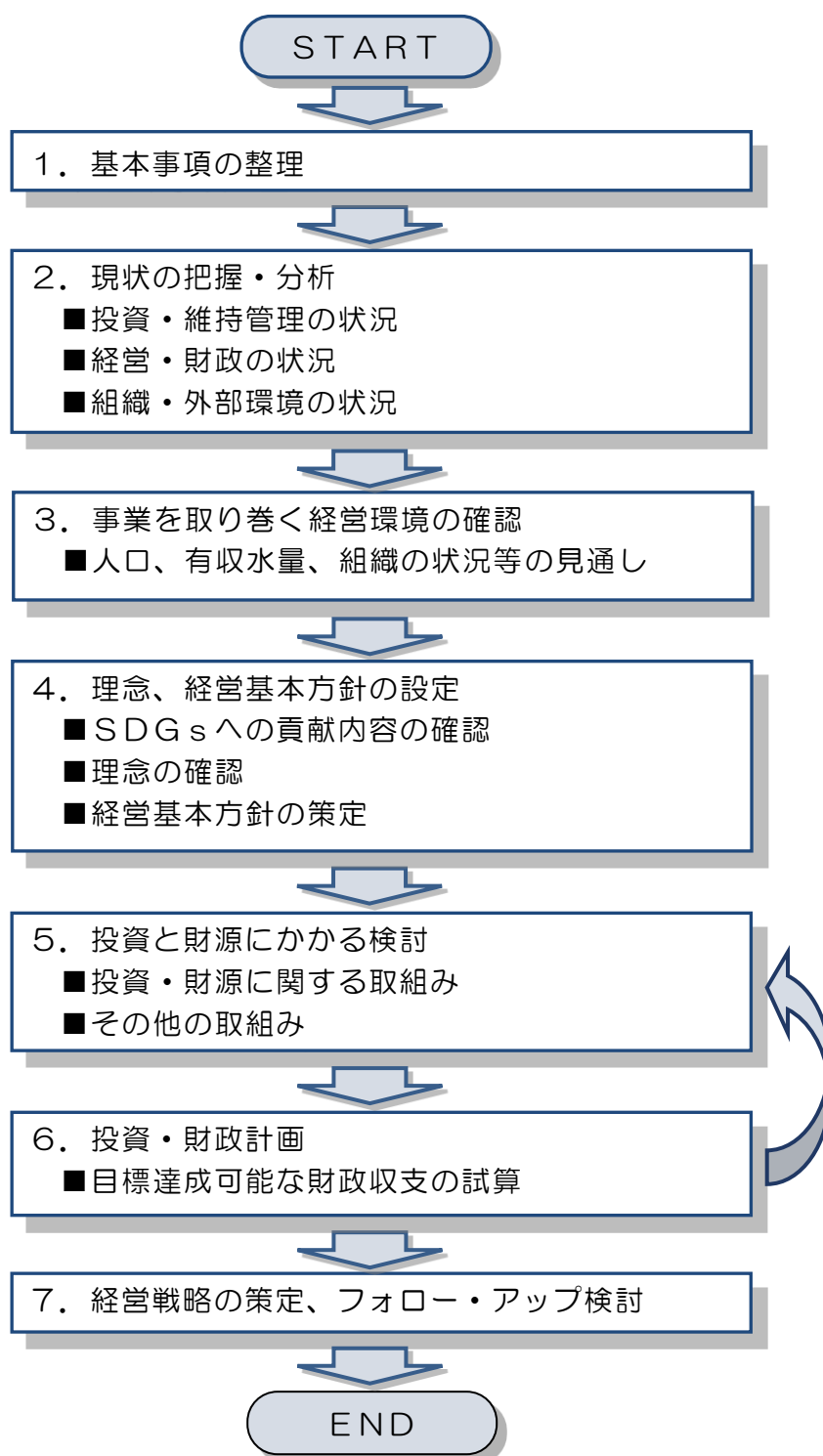


図 1-5-1. 経営戦略策定(改定)フロー

第2章 下水道事業の現状

2-1. 事業のあらまし

本町の下水道事業は、埼玉県の荒川右岸流域下水道関連公共下水道として位置づけられ、全体計画面積 555.2ha、事業計画面積 325.3ha、計画人口 10,900 人として、現在は IC 周辺の開発区域を除く住居エリアの汚水管渠整備は概成しています。

表 2-1-1. 川島町下水道事業基本情報

事業概要		
基本事項	建設事業開始年月日	昭和51年3月16日
	供用開始年月日	昭和63年3月28日
	地方公営企業法適用年月日	令和2年4月1日
	排除方式	分流式
面積	行政区域区域	4,163 (ha)
	全体計画区域	555.2 (ha)
	事業計画区域	325.3 (ha)
	整備済み区域	325.3 (ha)
	整備率	58.6 (%)
人口	行政区域内人口	19,112 (人)
	全体計画人口	10,900 (人)
	事業計画人口	10,900 (人)
	処理区域内人口	9,937 (人)
	水洗化人口	9,737 (人)
	水洗化率	98.0 (%)

出典：地方公営企業決算状況調査表、荒川右岸流域関連川島町公共下水道事業計画資料

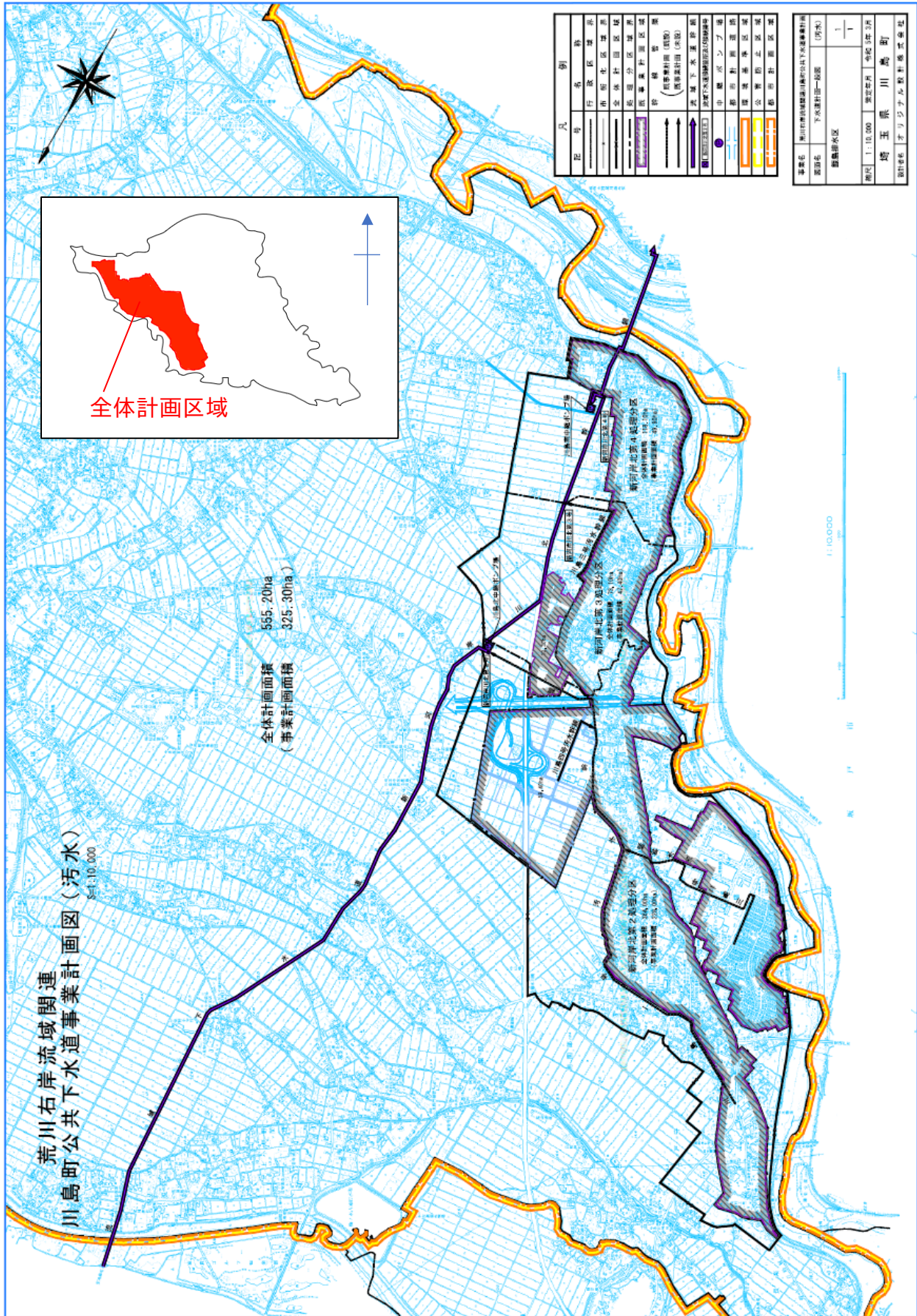


図 2-1-1. 川島町污水处理計画区域図

流域下水道とは、下水の処理を市町村単独ではなく、県及び複数の関連市町村で広域的に実施する方式です。

本町が属する荒川右岸流域下水道は埼玉県が管理する流域下水道であり、流域関連として川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町の 13 市町によって構成されています。

本町で収集した下水(汚水)は大口径の幹線管きょを通じて運搬され、和光市にある「新河岸川水循環センター」(下水処理場)で水処理して荒川に放流しています。



図 2-1-2. 荒川右岸流域下水道関連市町



出典:(公財)埼玉県下水道公社 HP

図 2-1-3. 新河岸川水循環センター(外観)

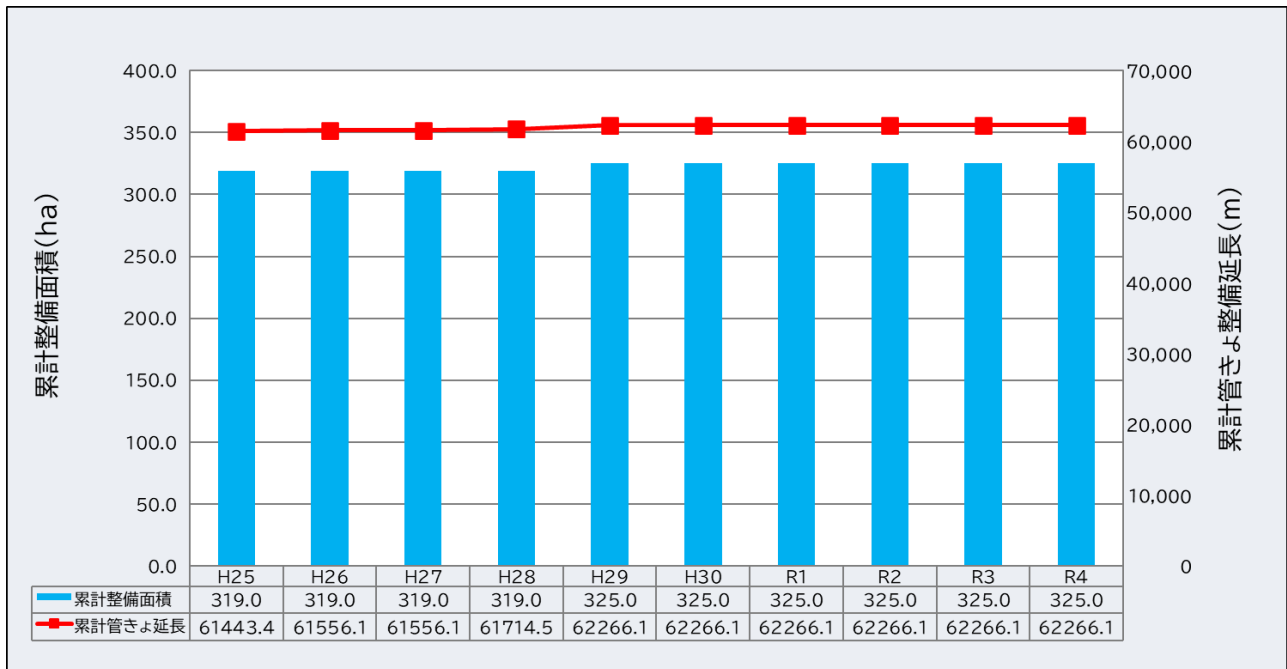
2-2. 下水道整備と普及の状況

これまでの整備状況を取りまとめます。

2-2-1. 整備実績

近年の下水道事業における整備面積（累計）の推移を図 2-2-1 に示します。

下水道の整備面積は平成 29 年度に 325ha（布設した管きよ総延長約 62km）に達し、汚水処理の整備事業は概成しています。近年は幹線に雨水管を布設する事業を実施しています。



出典：地方公営企業決算状況調査表、下水道台帳

図 2-2-1. 整備面積及び管きよ延長(累計)の推移

2-2-2. 管きよの内訳

下水道管きよには様々な種類と口径があります。管きよの建設年代別布設状況(図 2-2-2)及び管種口径別構成(表 2-2-1)を示します。

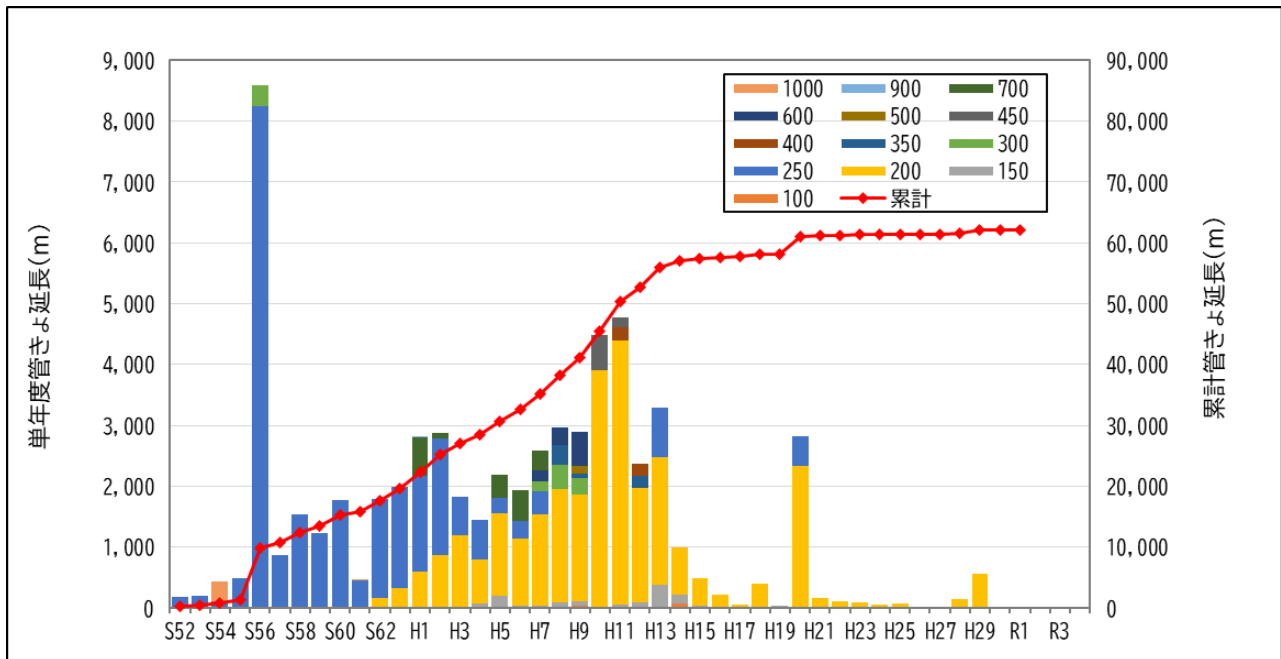


図 2-2-2. 管きよの建設年代別布設状況

本町の下水道管きよは 200mm 口径がもっとも多く約 46%、次いで 250mm 口径が約 41%を占めています。

管きよの種類として、鉄筋コンクリート製の「ヒューム管」と樹脂製の「硬質塩化ビニル管」を採用しています。

表 2-2-1. 管種・口径別構成

口径 (mm)	ヒューム管 (m)	硬質塩化ビニル管 (m)	小計 (m)	割合 (%)
100	0	63.29	63.29	0.1%
150	38.27	1,216.38	1254.65	2.0%
200	352.16	28,582	28933.73	46.5%
250	24348.89	1284.65	25633.54	41.2%
300	1164.07	0	1164.07	1.9%
350	591.05	0	591.05	0.9%
400	416.66	0	416.66	0.7%
450	738.29	0	738.29	1.2%
500	125.07	0	125.07	0.2%
600	1063.4	0	1063.4	1.7%
700	1911.03	0	1911.03	3.1%
900	12.26	0	12.26	0.0%
1000	359.05	0	359.05	0.6%
合計	31120.2	31145.89	62266.09	100.0%

2-2-3. 建設事業費と財源の内訳

下水道事業が過去に実施した建設事業費は累計約 150 億円です。そのうち 89%、約 137 億円を下水道管きよ費に投じました。

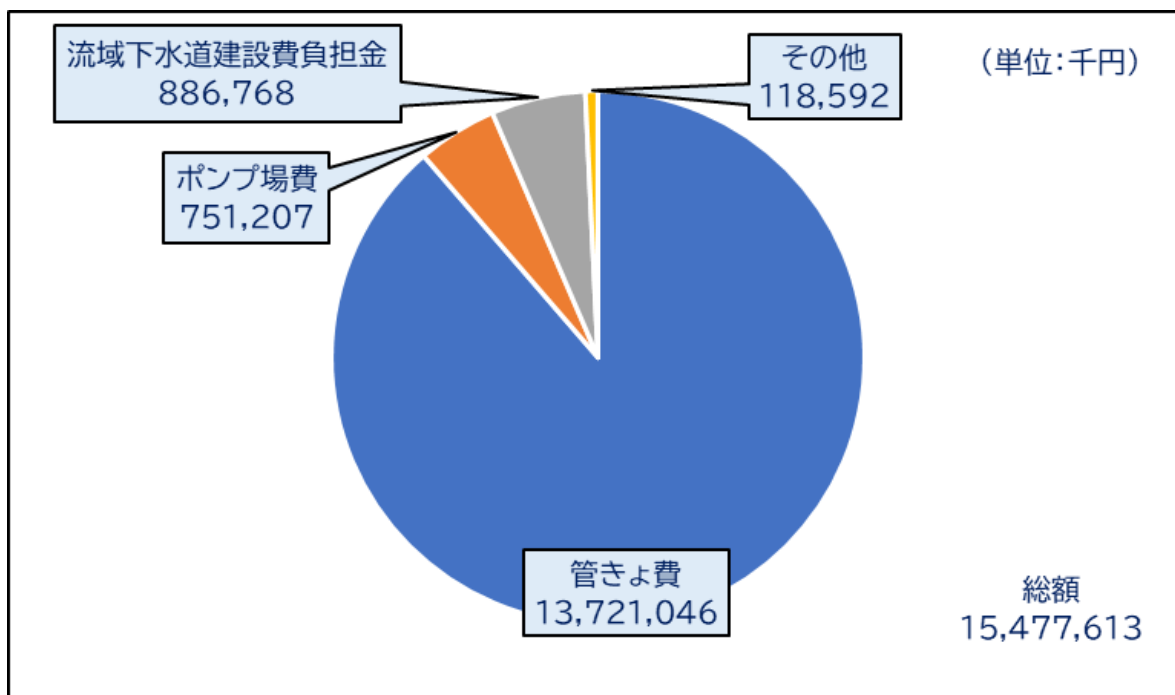


図 2-2-3. 建設事業費の内訳

建設事業費約 150 億円の財源内訳は、企業債が約 46%、国庫補助金が約 30%、受益者負担金が約 8%、その他（一般会計繰入金等）が約 16%となっています。

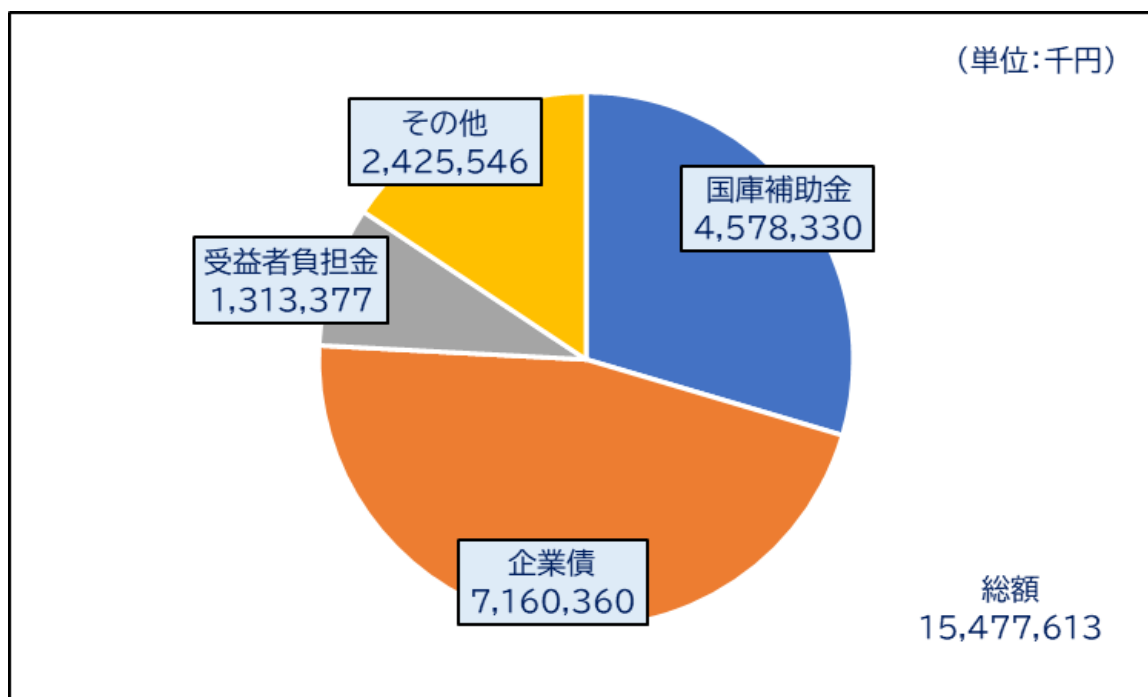
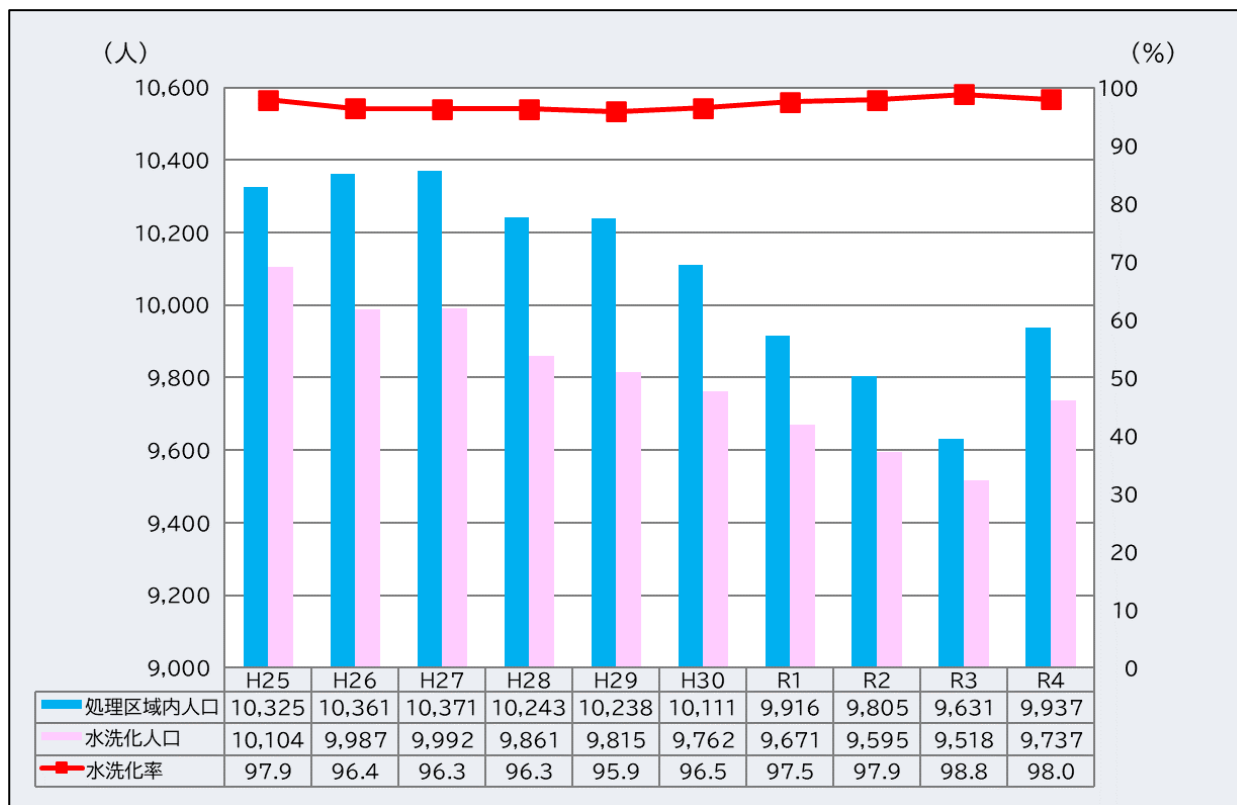


図 2-2-4. 建設事業費財源の内訳

2-2-3. 処理区域内人口、水洗化人口及び水洗化率

下水道事業における処理区域内人口、水洗化人口及び水洗化率の推移を図 2-2-1 に示します。

令和4年度末時点では、処理区域内人口 9,937 人、水洗化人口 9,737 人、水洗化率 98%となっています。



出典：地方公営企業決算状況調査表

図 2-2-3. 処理区域内人口、水洗化人口及び水洗化率の推移

2-3. 使用料水準

下水道使用料とは、現在下水道を使用している利用者の方々がそれぞれ排出した汚水量に応じてお支払いただくものです。

汚水量は、実際に下水管に排出した汚水排水量を測定しているのではなく、水道水の使用量を汚水排水量とみなして算定しています。

下水道の経費負担の原則である「雨水公費、汚水私費」の原則により、汚水処理に要する費用は使用料を徴収して賄う必要があるため、利用者の方々に下水道使用料の負担をお願いしています。

2-3-1. 使用料体系

本町の使用料体系としては、「基本使用料」と「超過使用料」からなる「二部使用料制」を採用しています。基本使用料に含まれた水量を超える汚水量が超過使用料の対象となり、汚水量が多くなるほど 1 m³当りの単価が高くなる「逡増（累進）型」としています。

本町の現行の使用料は平成元年に施行されて以降、消費税率改正の反映を除いて約 35 年間据え置かれています。

本町の下水道使用料表を表 2-3-1 に示します。

表 2-3-1. 本町の下水道使用料表(消費税抜き)

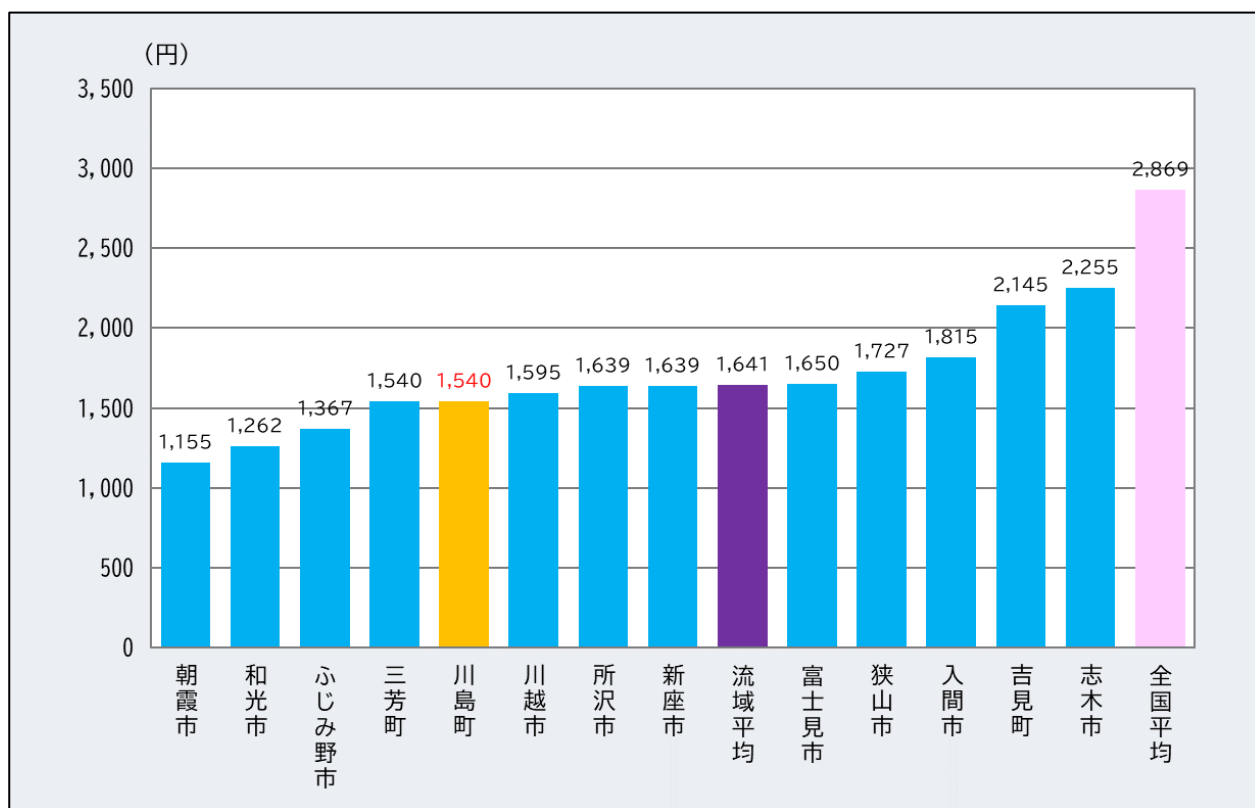
基本使用料 (1カ月につき)	10立方メートルまで	700円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	70円
超過使用料 (1立方メートルにつき)	20立方メートルを超え30立方メートルまで	80円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	90円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	100円
	100立方メートルを超え200立方メートルまで	110円
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	130円
	500立方メートルを超える分	150円

(注)使用料は、上記の表により算出した金額に消費税が加算されます。

2-3-2. 他団体との使用料水準比較

荒川右岸流域下水道関連 13 市町の使用料水準比較表を図 2-3-1 に示します。

基準とする使用料水準は、家庭用における一般的な排水量である 1 カ月当たり汚水量 20 m³の場合の下水道使用料（消費税込み）です。



出典：総務省 経営比較分析表・地方公営企業決算状況調査表

図 2-3-1. 下水道使用料の比較(令和 5 年 3 月現在)

2-4. 財政の状況

2-4-1. 下水道財政の原則

下水道で行っている事業は大きく「雨水事業」と「汚水事業」に分かれます。まちを浸水被害から守る目的で実施している雨水事業は、雨が自然現象であり、排除することによる便益がまち全体に及ぶことから、その経費全額を一般会計が公費（主に税金）で負担します。汚水処理については、自分の土地からの汚水排除という私的便益が認められることから、下水道利用者が使用料として経費負担するものとされています。これを「雨水公費・汚水私費の原則」といいます。

ただし、汚水処理についても公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全といった公的便益が存在することから、国が策定する基準（総務省「繰出基準」）に従い一定額を一般会計が公費負担することが認められています。

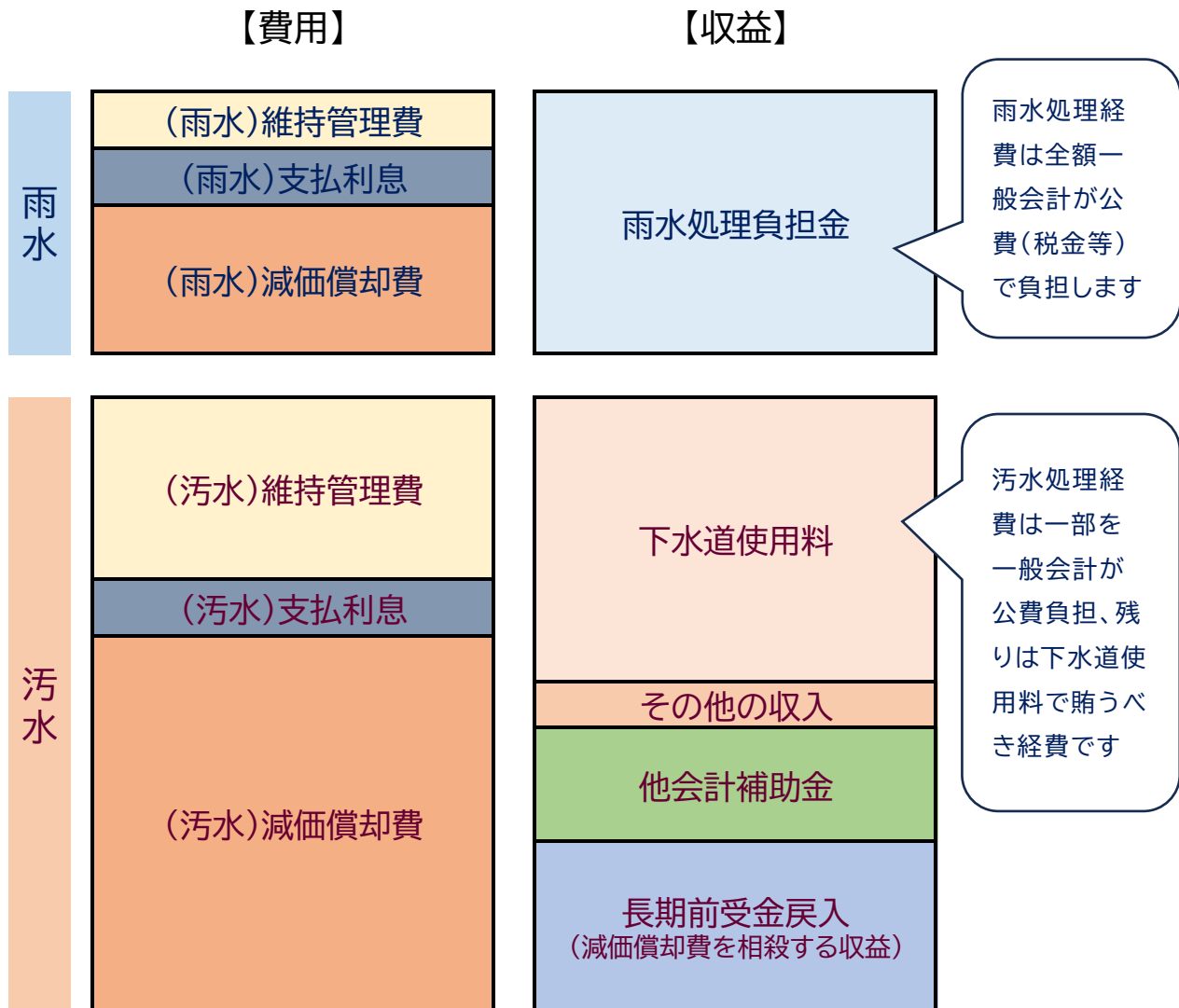


図 2-4-1. 下水道の「雨水公費・汚水私費」の区別

本町下水道事業でも雨水分・汚水分それぞれで繰出基準に沿った一般会計繰入金（基準内繰入金）を確保していますが、下水道使用料収入で賄いきれない不採算経費に対し、繰出基準を超える額を赤字補填として一般会計繰入金（基準外繰入金）で補っているのが現状です。

近年では総額約 2 億円を毎年度一般会計から繰り入れていますが、そのおよそ半分が基準外繰入金です。

基準外繰入金に依存すると、下水道を利用している方、していない方との間で不公平が生じるため、収支の改善を図り基準外繰入金を解消していく必要があります。

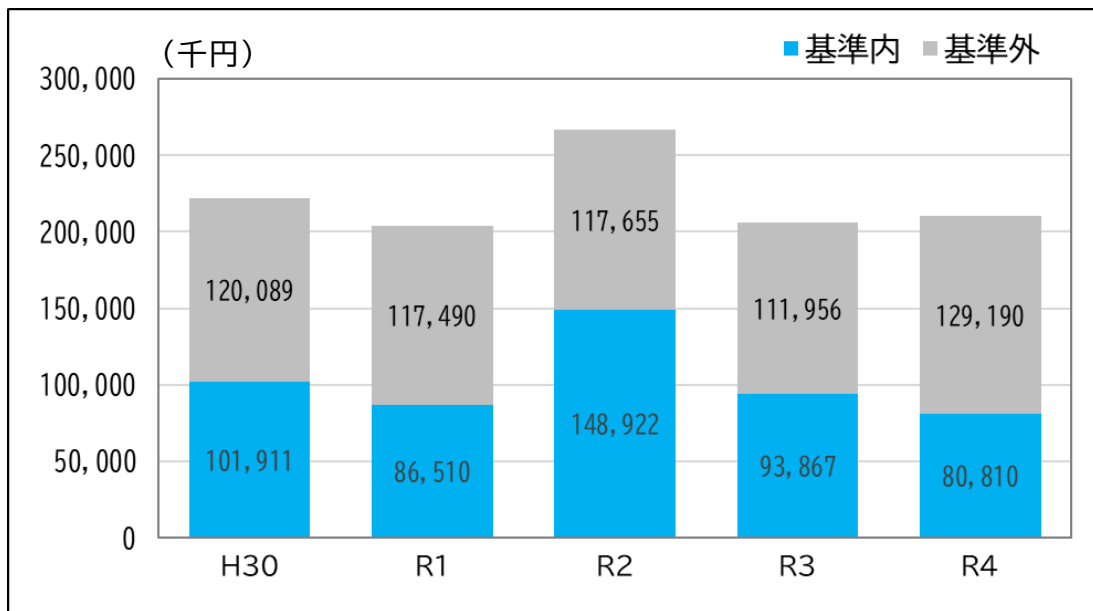


図 2-4-2. 近年の一般会計繰入金の状況(基準内繰入金・基準外繰入金)

2-4-2. 本町下水道事業の財政構成

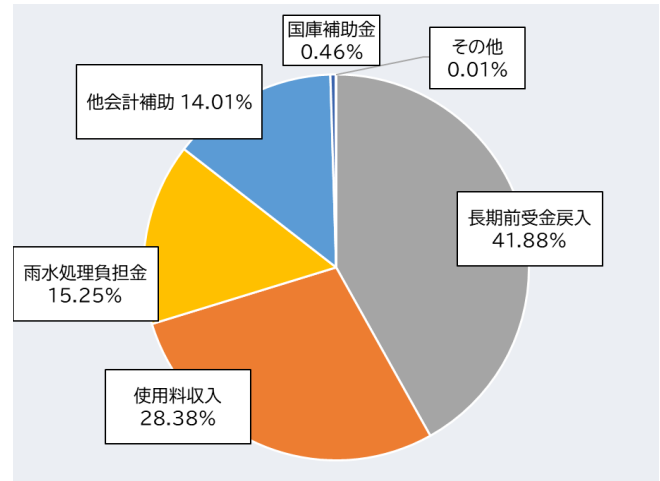
本町下水道事業が会計方式として採用している『地方公営企業会計』では、収入及び支出を、当事業年度の損益取引に基づく取引（収益的収支）と、いわゆる投下資本の増減に関する取引（資本的収支）とに区分して経理を行っています。

収益的収支及び資本的収支決算額を整理し、基礎的な財政数値と構成比率を示します。

収益的収入及び支出の令和 4 年度決算額及び構成比率は以下のとおりです。

（単位：千円・税抜）

収益的収入合計	464,848
営業収益	202,892
使用料収入	131,940
雨水処理負担金	70,891
その他	61
営業外収益	261,956
他会計補助金	65,109
国庫補助金	2,120
長期前受金戻入	194,679
雑収益	48

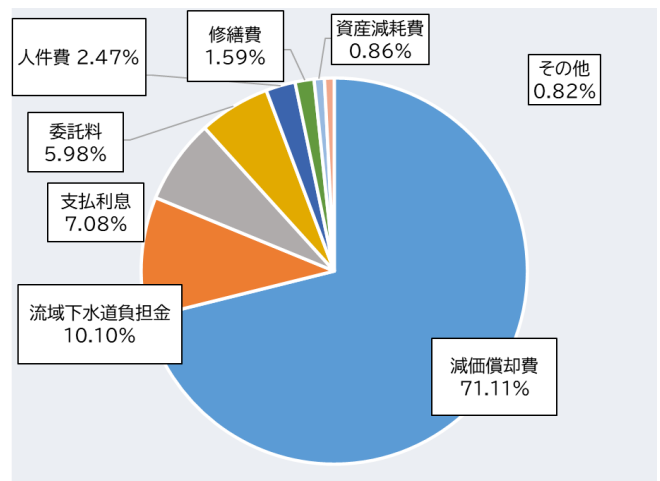


出典：地方公営企業決算状況調査表

図 2-4-1. 令和 4 年度・収益的収入の概要

（単位：千円・税抜）

収益的支出合計	450,279
営業費用	417,730
人件費	11,105
修繕費	7,152
委託料	26,923
その他経費	3,047
流域下水道負担金	45,457
減価償却費	320,195
資産減耗費	3,851
営業外費用	32,530
支払利息	31,891
雑支出	639
特別損失	19



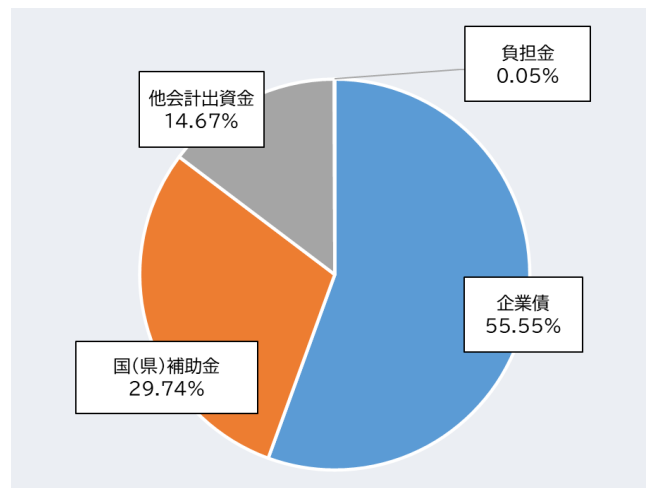
出典：地方公営企業決算状況調査表

図 2-4-2. 令和 4 年度・収益的支出の概要

資本的収入及び支出の令和 4 年度決算額及び構成比率は以下のとおりです。

(単位：千円・税込)

資本的収入合計	504,428
企業債	280,200
国（県）補助金	150,000
他会計出資金	74,000
負担金	228

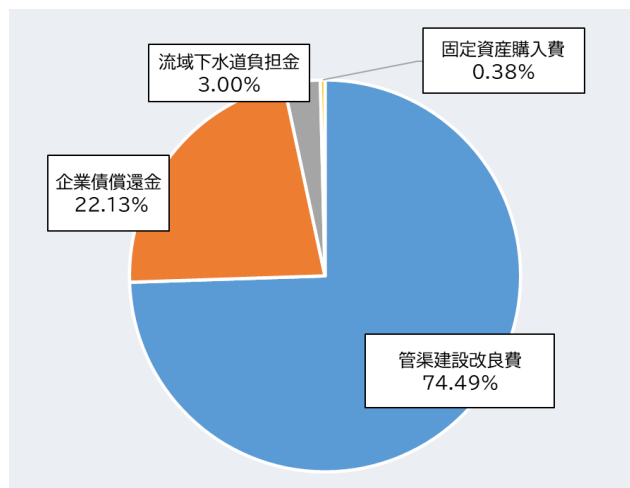


出典：地方公営企業決算状況調査表

図 2-4-3. 令和 4 年度・資本的収入の概要

(単位：千円・税込)

資本的支出合計	677,886
管渠建設改良費	504,925
流域下水道負担金	20,357
固定資産購入費	2,576
企業債償還金	150,028




出典：地方公営企業決算状況調査表

図 2-4-4. 令和 4 年度・資本的支出の概要

2-5. 経営比較分析

経営指標を用いた経年比較・類似団体比較を行い、本町の経営状況を分析します。

なお、法適用に伴い会計基準が変わっているため、実績値は令和 2 年度以降となります。

指標の名前	経常収支比率(%)		
望ましい方向性		算出式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
指標の意味	経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。		
分析の考え方	単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組みが必要です。		

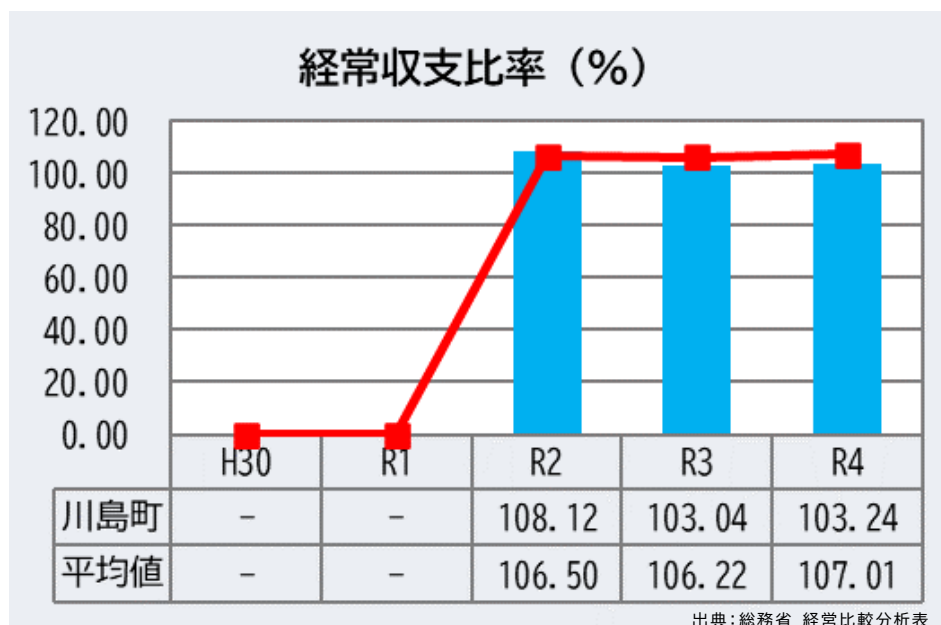



図 2-5-1. 経常収支比率

経常収支比率については、類似団体平均と同程度の水準で、令和 2 年度の法適用以降 100%超を継続できており、経営状態は安定しているといえます。今後も 100%以上の水準を維持しすることが求められます。

指標の名前	累積欠損金比率(%)		
望ましい方向性		算出式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
指標の意味	営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を表す指標です。		
分析の考え方	累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえます。経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善を図っていく必要があります。		

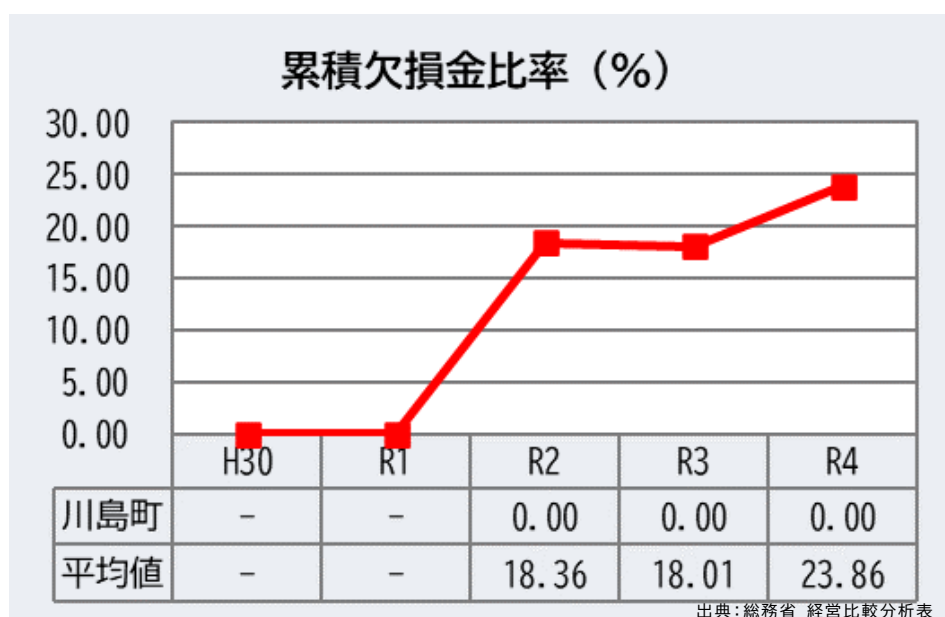



図 2-5-2. 累積経常収支比率

累積欠損金比率については、毎年度黒字を確保できていることで0%となっており、健全な状態です。今後も0%継続が必須です。

指標の名前	流動比率(%)		
望ましい方向性		算出式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
指標の意味	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。		
分析の考え方	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。		

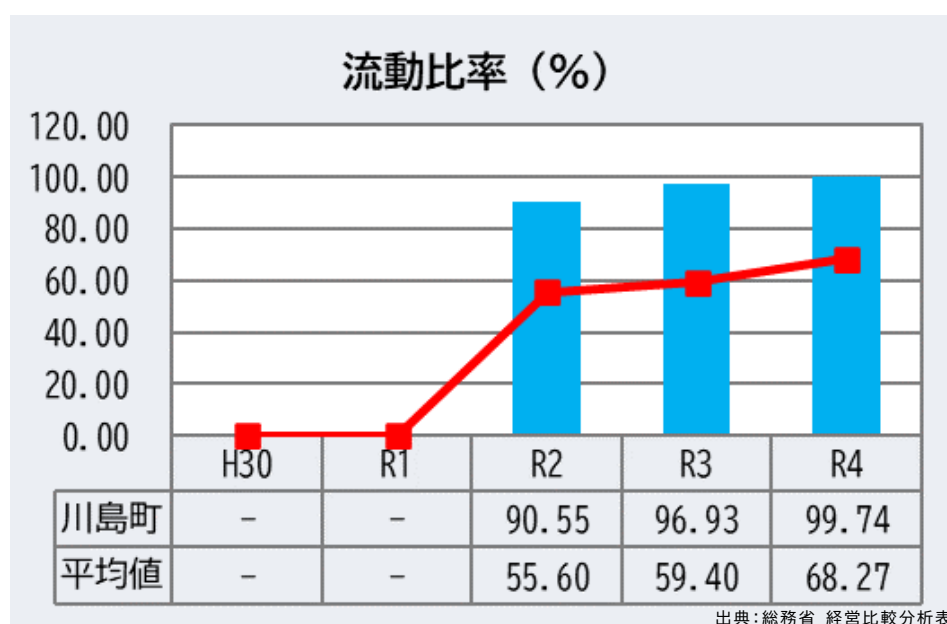



図 2-5-3. 流動比率

流動比率は類似団体平均以上ですが、100%を下回る水準です。今後も起債発行による負債の増加が見込まれることから、資金繰りの安定化のため、経営改善に努める必要があります。

指標の名前	企業債残高対事業規模比率(%)		
望ましい方向性		算出式	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
指標の意味	使用料収入に対する企業債残高の割合により企業債残高の規模を表す指標です。		
分析の考え方	この指標については、明確な数値基準はありません。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。		

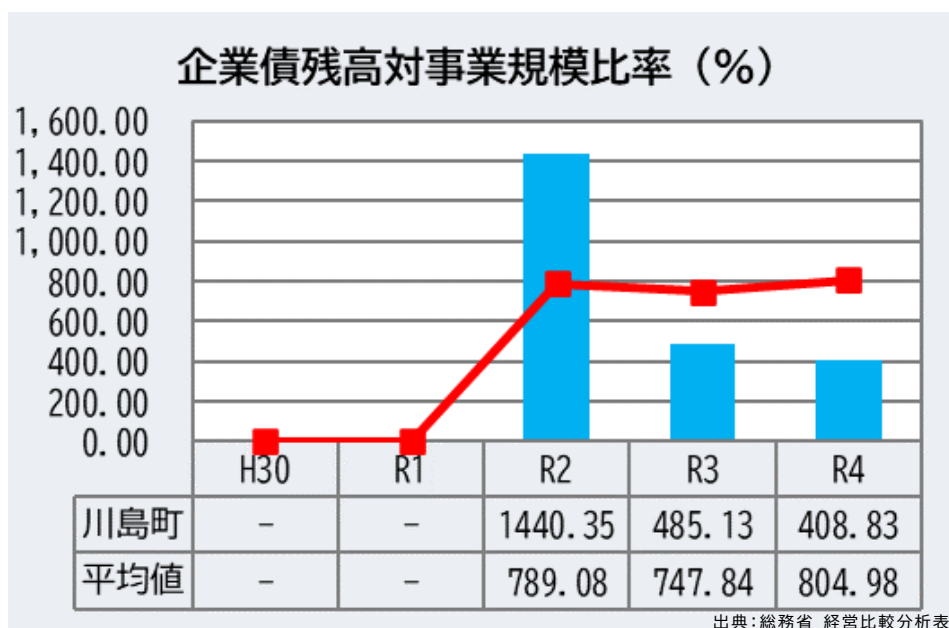



図 2-5-4. 企業債残高対事業規模比率

近年は類似団体平均より良好な数値となっていますが、今後下水道管きよの老朽化対策のため多額の起債発行が見込まれます。起債に依存し過ぎない経営のため、本指標を活用した管理が必要です。

指標の名前	経費回収率(%)		
望ましい方向性		算出式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費(公費負担分を除く)}} \times 100$
指標の意味	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標で、使用料水準等を評価することが可能となります。		
分析の考え方	使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上である必要があります。数値が100%を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減が必要です。		

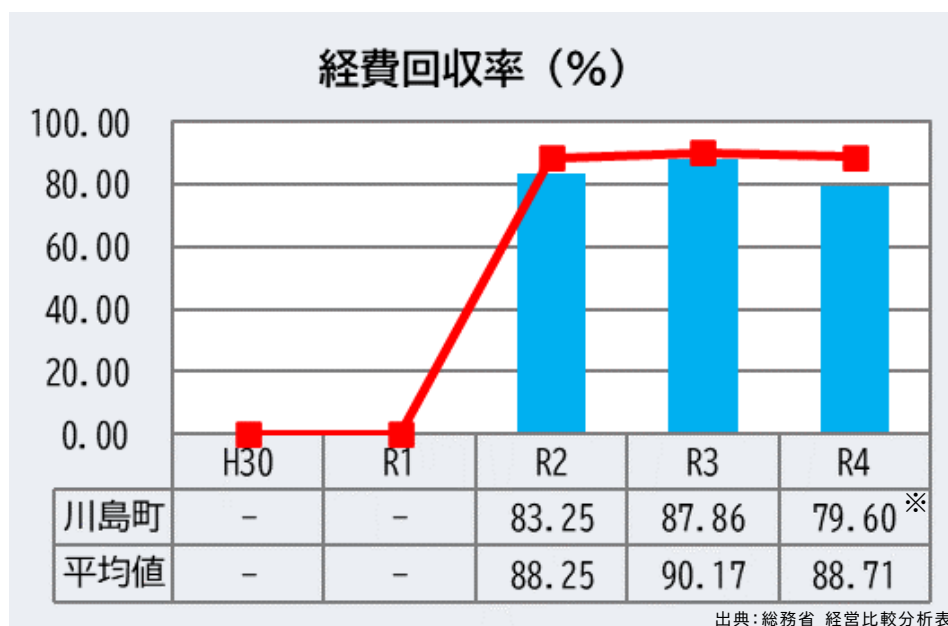



図 2-5-5. 経費回収率

下水道使用料のみでは経費を賄えておらず、一般会計からの補助金によって赤字補填していることを示しています。また、類似団体平均も下回っており、下水道使用料収入の確保と経費縮減の方策検討が課題となっています。

※本表における経費回収率について、令和4年度決算書および経営比較分析表における同値の計算から污水处理費の内訳を変更したため、異なる値となっています。

指標の名前	汚水処理原価(円)		
望ましい方向性		算出式	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$
指標の意味	有収水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。		
分析の考え方	この指標については、明確な数値基準はありません。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。		

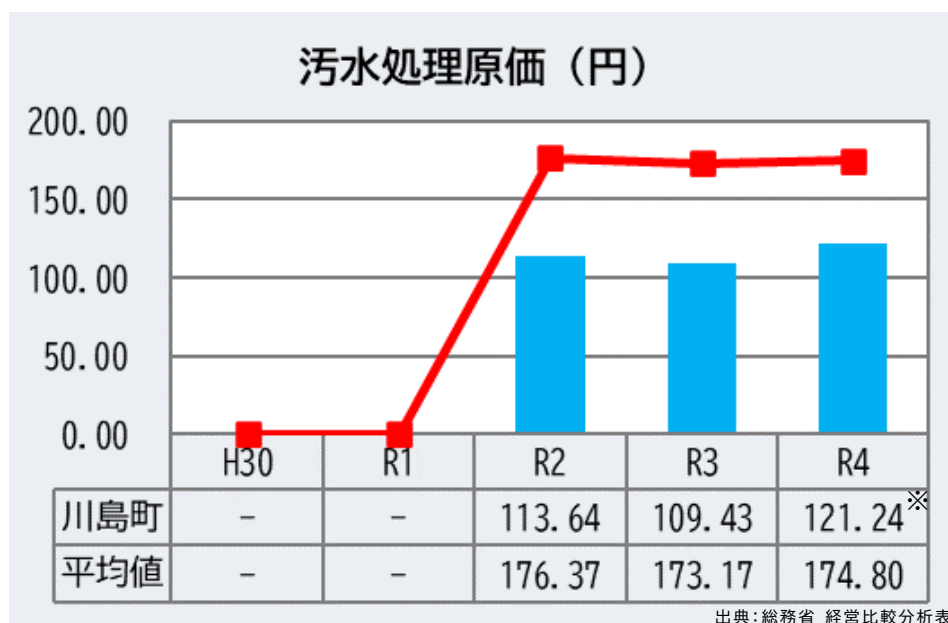



図 2-5-6. 汚水処理原価

類似団体平均は下回っているものの、使用料単価(有収水量 1㎡当たりの下水道使用料)である 96 円で回収しきれない「原価割れ」状態となっており、より一層のコスト縮減が必要です。

※本表における汚水処理原価について、令和4年度経営比較分析表における同値の計算から汚水処理費の内訳を変更したため、異なる値となっています。

指標の名前	施設利用率(%)		
望ましい方向性		算出式	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
指標の意味	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。		
分析の考え方	この指標については、明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、施設が遊休状態でないか、過大なスバックとなっていないかといった分析が必要です。		

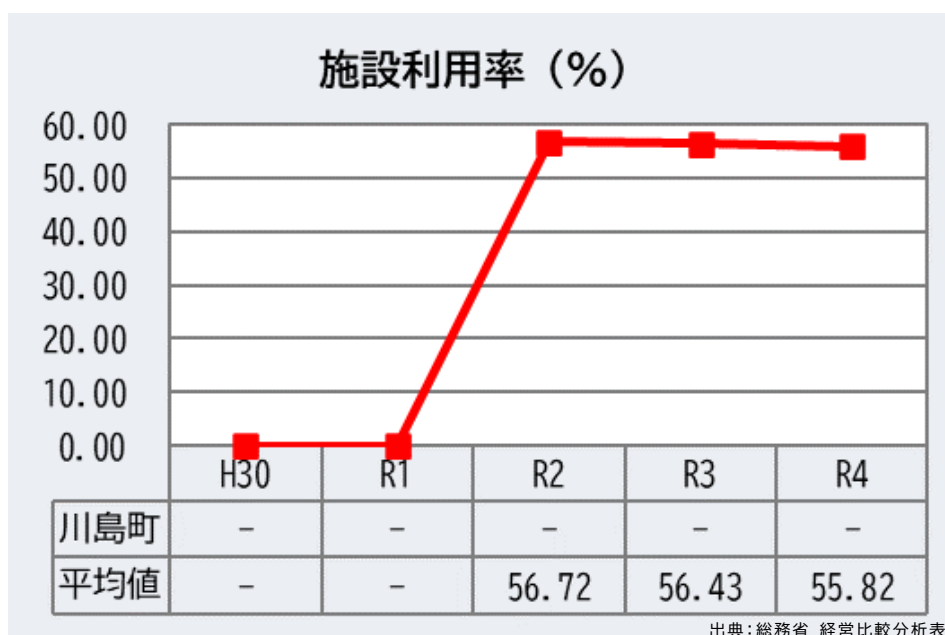



図 2-5-7. 施設利用率

本町下水道事業は流域関連のため下水処理場を有さず、この指標は算定されません。

指標の名前	水洗化率(%)		
望ましい方向性		算出式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
指標の意味	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。		
分析の考え方	この指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%が望ましい数値です。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入の確保を図るため、水洗化率向上の取組みが必要です。		

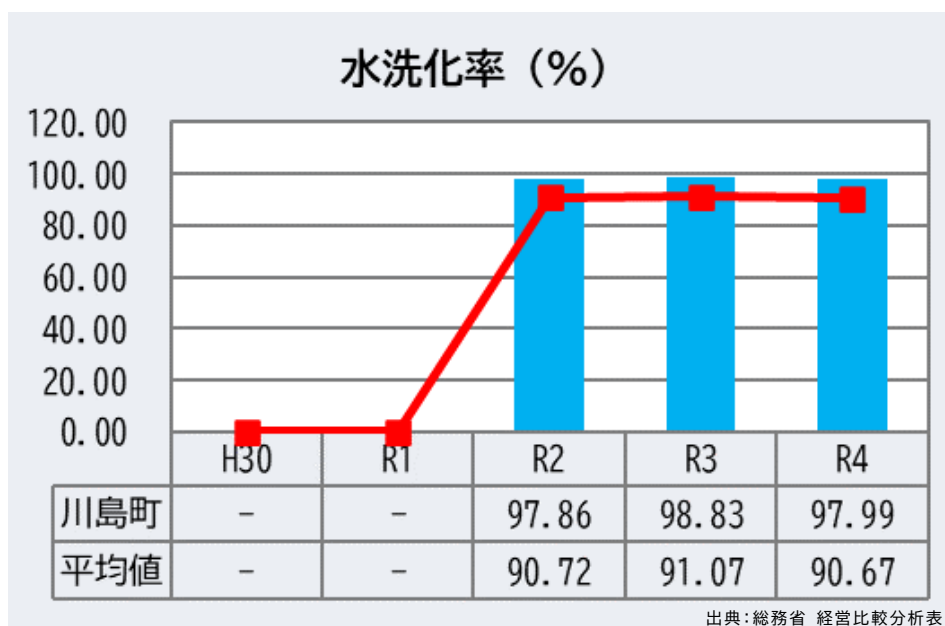


図 2-5-8. 水洗化率

類似団体平均は上回っているものの、少しでも多くの使用料を確保するため、接続率のさらなる向上に向けた取組みが必要です。